

3. 社会福祉主事任用資格取得の要件

社会福祉主事任用資格は、社会福祉施設の相談員や指導員、社会福祉協議会などの職員となるために、社会福祉法第19条第1項第1号により、厚生労働大臣が指定した科目を修めて卒業したものに社会福祉主事任用資格の必要単位を取得した証明書を発行する。

●社会福祉主事任用資格取得の履修条件

社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を得るためには、社会福祉、倫理学、教育原理の3科目を履修し、単位を取得しなければならない。

●社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を取得するには、次の条件を必要とする。

- 1) 厚生労働大臣が指定した3科目を履修して、単位を取得し本学を卒業すること。(卒業後に科目等履修生として社会福祉主事任用資格に関する科目の単位を取得しても、社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書を発行することはできません。)
- 2) 社会福祉主事任用資格登録の諸手続(登録料の納入等)が完了していること。

○社会福祉主事任用資格に関する科目

	授業科目名	配当年次	単位数	授業形態	備考
			必修		
社会福祉主事任用資格	社会福祉	1・2	2	講義	「社会福祉主事任用資格に関する単位取得証明書」を取得する者は、国際コミュニケーション学部の卒業単位を満たし、左記の必修3科目を履修し、単位を取得しなければならない。
	倫理学	1・2	2	講義	
	教育原理	1・2	2	講義	